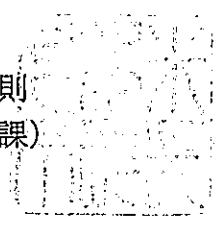


16.12.02

28防災第867号
平成28年11月30日

「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団ちっごの会
代表 蔦川正義 様

久留米市長 檜原 利則
(都市建設部防災対策課)



2016年11月17日付け「質問書」への回答について

2016年11月17日付けで提出のあった「質問書」について、別紙のと
おり回答いたします。

2016年11月17日付け「質問書」への回答

1 情報収集・伝達について

久留米市地域防災計画では、原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、情報を収集し、市民に対し情報を伝達すると定めています。そこで、情報収集・伝達についてお教え下さい。

① 収集する情報とは具体的にどのようなものですか。そのなかには放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。

《回答》

原子力事業者、国、県から発表される災害情報を収集するとともに、県内のモニタリングポストで監視している空間放射線量率等の情報収集を行います。

放射線の拡散予測については、原子力規制委員会の見解によると「原子力災害発生時に、予測に基づいて特定のプルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなる。さらに、避難行動中に、避難先や避難経路を状況の変化に応じて変えるということは不可能であり、避難自体を非常に困難なものにする。」としています。

また、これを踏まえた「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用について」（平成26年10月8日 原子力規制委員会）に基づいて、拡散予測の情報収集に関する規定は、国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画（原子力災害対策編）から削除されています。

② 仮に放射線の拡散予測に関する情報を収集しない場合、久留米市独自に放射線の拡散予測を行う予定ですか。

《回答》

1-①のとおり、市独自で予測を行う予定はありません。

③ 市民に対する広報内容は、具体的にどのようなものですか。そのなかにはモニタリングポストの情報や放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。

《回答》

市民に対する広報内容は、事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）、災害応急対策の実施状況、無用の被ばくを避けるための対処方法等を想定しています。

④ 市民に対する広報の方法として具体的にどのような方法を想定していますか。聴覚障害者や視覚障害者に対してはどのような方法を想定していますか。

《回答》

防災行政無線、緊急告知防災ラジオ、防災メールまもるくん等、市が保有するあらゆる手段を用いて情報提供活動を行うことを想定しています。

2 久留米市外からの避難者の受入について

原子力発電所で事故が発生した場合、久留米市以外の住民が久留米市に避難してくることが考えられます。そこで、久留米市外からの避難者の受入についてお教え下さい。

① 避難者は最大で何人になると想定していますか。また、その人数はどのような根拠に基づいて計算していますか。

《回答》

原子力災害時の避難先については、福岡県原子力災害広域避難基本計画において、福岡都市圏の16市町が避難先とされており、本市は含まれていないため、事前に避難者数を想定しておりません。

② 避難者のための水及び食料は、何人分を、何日分確保していますか。また、毛布等の寝具は何人分準備していますか。

《回答》

2-①のとおり、久留米市は、避難先とされていないため、原子力災害避難者のための食糧等の備蓄は行っておりません。

③ 避難者はどのような方法で避難してくると想定していますか。特に、自家用車での避難は何台を想定していますか。避難に用いた自家用車の駐車スペースは何台分確保していますか。

《回答》

2-①のとおり、久留米市は、避難先とされていないため、避難車両台数等は、事前に想定しておりません。

④ 避難者が放射性物質に汚染されているかのスクリーニング検査を実施することは予定していますか。予定している場合、検査機器としては、何を、どこに、何台備えていますか。また、予測される最大の人数が避難してきた場合、スクリーニング検査にはどれほどの時間がかかると想定していますか。

《回答》

避難者の被ばくが想定される場合の避難退域時検査は、県が主体となって実施することから、本市としては、検査の実施や所要時間等を想定しておりません。

⑤ 避難者の中に、入院加療中の方等、医療施設への受入れが必要な方について、受入れ可能な医療施設は、準備していますか。準備している場合、その概要をお教え下さい。また、想定していない場合は、どう対応することになるのですか。

《回答》

2-①のとおり、久留米市は、避難先とされていないため、想定は行っておりません。

3 久留米市民の避難等について

放射性物質の拡散状況によっては、久留米市民が避難等しなければならない事態も考えられます。そこで、久留米市民が避難等する場合についてお教え下さい。

① 国や久留米市が、久留米市民に避難の指示等をする場合、具体的な避難先、避難に用いる交通手段、避難経路等はどのように想定していますか。避難手段として、何を、何人分確保していますか。また、高齢者や障害者など、避難にあたって支援が必要な方は何人と想定していますか。それらの方の避難手段として、何を、何人分確保していますか。

《回答》

国の原子力災害対策指針や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等において、防災対策を重点的に充実すべき地域としては、原子力発電所からの距離がおおむね5 kmの範囲である「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、おおむね30 kmの範囲である「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」とされており。

本市につきましては、佐賀県玄海町の九州電力玄海原子力発電所からの距離は約60 kmとなっており、これらの地域には、含まれておりません。

市民の市外等への避難等については、避難先自治体との広域的な連携が必要となることなどから、具体的な範囲や実施の判断に関する国の考え方、県の広域避難計画の検討状況を踏まえながら、適切な対応を行なってまいりたいと考えております。

② 国や久留米市の指示等がない場合に、久留米市民が避難行動をとることは想定していますか。その場合、市民の間に混乱が発生することが予想されますが、具体的にどのような対応を行いますか。

《回答》

事故・災害等の概況や災害応急対策の実施状況、市民のとるべき行動等を広報し、市民の混乱を防ぎたいと考えています。

③ 先の熊本地震ではたくさんの倒壊家屋やそのおそれのある建物が発生しました。そのような事態を受け、本年10月20日付西日本新聞では、地震等と原発事故が重なる複合災害の場合、屋内退避の安全性に疑問が残る旨の記事が取り上げられています。久留米市では、地震による家屋倒壊などで屋内退避ができなくなる場合を想定していますか。屋内退避ができない場合、どのような手段で市民の安全を確保しますか。

《回答》

熊本地震を受けての今後の国の考え方や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等の検討状況を踏まえながら、適切な対応を行なってまいりたいと考えております。

4 飲料水、飲食物の摂取制限等について

久留米市地域防災計画によれば、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をしたときは、必要に応じ市民等への応急給水等の措置を講じると定めています。そこで、この応急給水等の措置についてお教え下さい。

① 応急給水等の措置として具体的にどのような計画を策定していますか。例えば、給水車は何台確保しており、どこで給水を行いますか。当該措置のための食料は何食分確保しており、どこで配給を行いますか。

《回答》

今後の国の考え方や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等の検討状況を踏まえながら、適切な対応を行なってまいりたいと考えております。

② 屋内退避措置が継続している場合、応急給水等の措置をどのような方法で行いますか。

《回答》

備蓄物資や民間との応援協定、国の一時集結拠点の物資等を活用し、国が主体となって対応することとなっています。

③ 水道水の摂取制限措置が長期間継続する場合、飲料水はどのような方法で、どの程度の量を確保しますか。

《回答》

4-②のとおりです。

5 医療機関の防災計画について

久留米市には、様々な規模の多くの医療機関がありますが、それらの医療機関において避難が必要となった場合、各医療機関の避難先や避難経路・手段は具体的にどのように計画していますか。

《回答》

医療機関は、病院災害対策マニュアルを作成することが求められており、人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等を抱える医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましいとされています。

したがって、原子力災害時についても同様に、医療機関が作成したマニュアルに基づいた対応をとることになると考えております。

6 物資輸送の拠点となりうることについて

久留米市の交通インフラの整備状況や地理的条件を考慮すると、久留米市が、物資輸送等の拠点となる可能性があると考えられますが、そのような事態に対処するためにどのような計画を策定していますか。

《回答》

今後の国の考え方や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等の検討状況を踏まえながら、適切な対応を行なってまいりたいと考えております。

7 防災訓練について

原子力災害が発生した場合に備えて防災訓練を行う予定はありますか。行うとしたら、いつ、誰を対象に、どのような内容で行いますか。

《回答》

原子力防災訓練は、国の原子力災害対策指針や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等により、防災対策を重点的に充実すべき地域が取り組むこととされていることから、市主催の原子力防災訓練は、想定しておりません。

8 原子力災害対策に必要な費用について

① 原子力発電所事故が発生した場合に、原子力災害対策を実行するためにどの程度の費用が必要であると見積もっていますか。

《回答》

市としての見積もりは行っておりません。

② ①で必要な費用は誰が負担するのですか。

《回答》

原子力発電は、政府のエネルギー基本計画に基づいて進められていることから、原子力災害対策等に要する費用については、国が負担するものと考えております。